令和7年度県政新聞広告制作業務委託契約書(案)

佐賀県(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)と	は、
令和7年度県政新聞広告制作業務(以下「新聞広告」という。)の委託について、次のとお	り契
約を締結する。	
(目的)	
第1条 甲は、県政新聞広告制作業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこ	れを
受託するものとする。	
(委託期間)	
第2条 委託期間は、令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月	3 1
日までとする。	
(委託料)	
第3条 委託業務の制作料(以下「委託料」という。)は、総額金円(うち	消費
税及び地方消費税額金円)とし、マルチ広告1回当たりの委託料は	、金
円(うち消費税及び地方消費税額金円)とし、記事下広告1段当たりの	委託
料は、金円(うち消費税及び地方消費税額金円)とし、突出	広告
1回当たりの委託料は、金円(うち消費税及び地方消費税額金	円)
とする。	
(契約保証金)	
第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の10に相当する契約保証金	:を納
付しなければならない。	
2 前項の契約保証金には利息をつけない。	
3 甲は、乙が委託業務を履行したときに第1項に定める契約保証金を還付するものとす	`る。
4 第1項の規定にかかわらず、乙が保険会社との間に、甲を被保険者とし第1項の金額	以上
の額を保証額とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を甲に提出したときは契	約保
証金を免除する。	
※佐賀県財務規則第115条第3項第4号に該当する場合※	-
第4条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定によりこれを免除す	する。
(委託業務の処理方法)	
第5条 乙は、委託業務を別に定める令和6年度県政新聞広告制作業務委託仕様書及び甲	の指
示に従って処理しなければならない。	
(再委託)	
第6条 乙は、甲の承諾を得て、委託業務の一部を再委託できるものとする。	
2 前項において、乙は、再委託した業務のすべてについて責任を負わなければならない	, o
(権利の譲渡等の禁止)	
第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさ	せて

はならない。

(完了報告書の提出)

- 第8条 乙は、一月分の制作作業終了後、すみやかに当該一月分の完了報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、完了報告書を受領したときは、10日以内にその内容を審査し、合格又は不合格の 旨を通知するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に 従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準 用する。
- 4 前2項(前項後段において準用する場合も含む。)の検査及び前項前段の補正に要する費用は乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

- 第9条 乙は、甲から前条第2項の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料 の支払請求書を提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定に係る支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に、乙に対して委託料を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

- 第10条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、 遅延日数に応じ、委託料に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなけれ ばならない。
 - 2 甲に責に帰すべき理由により、第10条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。
 - ※遅延利息は「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」の規定に基づき決定する※ (著作権等)
- 第11条 乙がこの委託業務を通じて新たに作成した制作物(乙が制作したデータやイラスト、 文章、写真、編集物すべてを含む。)の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべ ての権利を含む。以下同じ)は、甲に帰属するものとし、甲に権利が帰属するこれらの制作 物について、甲はホームページや印刷物などに無償で二次利用できるものとし、乙はそれを 妨げないものとする。
- 2 乙は、甲に対し、この委託業務に係る著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害 しないものであることを保証するものとし、第三者が権利を保有する著作物を使用する際は、 権利処理を確実に行うものとする。また、その場合のホームページや印刷物などでの二次利 用については、双方誠意をもって佐賀県のPRに資するよう努力して取り組むこととし、甲 乙協議の上定めるものとする。

(著作者人格権、肖像権)

第12条 乙は、甲及び甲の指定する者に対し、新聞広告に関する著作者人格権を行使しない ものとし、制作者が著作者人格権を行使しないこと及び掲載された人物が肖像権を行使しな いことを保証するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は 次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。 ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 乙は、前項の規定により甲が解除したときは、契約金相当額(解除時点で計算し得る年間 総額)の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなけ ればならない。ただし、この違約金は甲の損害賠償の請求を妨げない。
- 3 前項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに 支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年 2.5%の割合を乗じて計算した金額(ただし、100円未満は切り捨て)を遅延利息として支 払わなければならない。
- ※遅延利息は「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」の規定に基づき決定する※ (損害賠償)
- 第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、佐賀新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、西日本新聞の取り扱い代理店にデータ を渡す際に、データの取り違いなどにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなけ ればならない。
- 4 天災その他の乙の責めによらない事由によって、原稿の制作及び前項の取扱代理店にデータを渡すことが不可能となった場合は、乙は甲に対して賠償の義務を負わない。ただし、この場合においては、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(守秘義務)

第15条 乙は、委託業務の処理上、知り得た秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、公知となった情報又は甲から開示を受けたときに既に公知であった情報はその限りではない。

(存続事項)

第16条 本契約終了後も、第11条(著作権等)、第12条(著作者人格権、肖像権)、第1

4条(損害賠償)、第15条(守秘義務)及び本条は、有効に存続するものとする。 (費用負担)

第17条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。 (協議)

第18条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲:佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県政策部広報広聴課 広報広聴課長

乙: